

福岡県公報

令和六年三月二十九日
第四百八十三号
増刊 ①

目次

条 例(第三十一号)

○福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例の一部を改正する条例 (議会議務局調査課) ……………一

条 例

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十一号

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例の一部を改正する条例

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例(平成三十一年福岡県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「から第百八十一条まで」を、「第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押取物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号。第十七条第一項及び第十八条第三項において「性的姿態撮影等処罰法」という。)第二条から第六条までの罪

七 福岡県迷惑行為防止条例(昭和三十九年福岡県条例第六十八号)第六条の罪並び

に福岡県青少年健全育成条例(平成七年福岡県条例第四十六号)第三十一条及び第三十一条の二の罪

第二条第二項第四号中「対する性的行為で、当該特定の者にとって、その同意がない、対等ではない、又は強要されたものを行うことにより」を「対し、その者の同意(自由な意思により自発的に与えられるものをいう。)がなく行われる性的な行為(強要されたもの及び対等の関係にない、又は同意に関する判断が困難な状況で行われるものを含む。)であつて」に改める。

第四条第二項第四号の次に次のように加える。

五 学校、スポーツ施設、公共交通機関その他の不特定若しくは多数の者が利用し、又は出入りする場所において、性的な意図をもって、同意を得ることなく、かつ、正当な理由がなく、人の姿態又は部位を撮影する行為も、着衣の有無に関わらず性的暴力であり、撮影画像の拡散、二次利用等の新たな性暴力によって被撮影者の精神的被害がさらに甚大なものとなる場合もあることに鑑み、当該撮影行為等による性被害を未然に防ぐため、県及び当該撮影行為が行われるおそれがある施設等の管理、運営等に関わる者は、適切な役割分担の下に、広報、啓発その他の措置を講ずる必要があること。

第九条第一項中「県民等は」の下に、「第十六条第三項の規定により知事が定める指針等を踏まえ」を加える。

第十六条第二項中「関する考え方、指針等を検討し、その成果を公表する」を「関し、その考え方、具体的な例、根絶に向けた対応の在り方等について検討を行う」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、前項の検討の結果を踏まえ、その成果を性暴力の根絶に向けた対応に係る指針として告示するものとする。これを変更するときも、また同様とする。

第十七条第一項及び第十八条第三項中「の罪(第三号については、児童買春等処罰法第七条第四項の罪に限る。)」及び第六号(性的姿態撮影等処罰法第二条第一項及び第二項の罪に限る。)の罪」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十七条第一項の改正規定及び第十八条第三項の改正規定は、令和六年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条第一項の改正規定の施行の際現に改正前の福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例(以下「旧条例」という。)第二条第一項第一号から第四号までの罪(第三号については、児童買春等処罰法第七条第四項の罪に限る。)を犯した者に係る改正後の福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例(以下「新条例」という。)第十七条及び第十八条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第十六条の規定を踏まえ定められている指針は、この条例の施行の日から新条例第十六条第三項の規定により指針が定められるまでの間は、同項の規定により定められた指針とみなす。

(新条例の見直し)

4 新条例は、社会情勢の変化、性犯罪関係法令の状況、新条例の運用状況等を勘案し、この条例の施行後三年を目的に必要な見直しを行うものとする。